

議案第 25 号

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

山都町議会議員及び山都町長の選挙において選挙公報を発行することに伴い、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

## 山都町条例第 号

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、山都町議会の議員及び山都町長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）における選挙公報の発行について、必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 山都町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、前条の選挙が行われるときは、当該選挙の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて委員会が指定する期日までに委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項に規定する申請をするに当たっては、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう掲載文及び写真を申請してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項に規定する申請があったときは、その掲載文を

原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

- 2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合において、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。
- 3 前条第1項に規定する申請を行った候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 委員会は、選挙公報を当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、その選挙の期日前1日までに配布するものとする。

- 2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し無投票となったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行の手続に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## ○公職選挙法と条例の相関

本町で、選挙公報を発行するためには、公職選挙法（以下「法」という。）第172条の2（任意性選挙公報の発行）の規定に基づき、条例で定める必要がある。

条例には、法第167条から171条までの規定に準じて規定する必要がある。

概要は次のとおり。

規定する項目	公職選挙法	条例
発行する選挙の範囲、掲載する事項、発行回数及び発行区域	第167条	第1条及び第2条
選挙公報の掲載の申請に関し、その期日等	第168条	第3条
選挙公報の掲載の方法と発行の手続き	第169条	第4条
選挙公報の配布方法	第170条	第5条
無投票当選等の場合に選挙公報の発行を中止すること	第171条	第6条

## 参考：選挙公報の発行等に係るスケジュール（予定）

立候補予定者説明会（選挙公報の発行について説明）



立候補届出等の事前審査開始（選挙公報の原稿についても可能な限り持参）  
※印刷会社と調整



告示日 ・立候補届出（選挙公報原稿の提出期限）  
・立候補届出締切後に紙面掲載順序のくじを実施（印刷会社と順序を確認）



翌日午前中に納品（受領） 仕分け梱包後、 午後に配送業者へ引渡し



選挙記期日前1日に配布完了（配布は、各区長、組長、世話係に依頼予定）

### ※その他

告示日の翌日から当該選挙期日まで、有権者に対する啓発、周知活動の一環として町HPに掲載（PDF）